

第1条（目的）この告示は、「農業機械化促進法施行規則」第4条第3項に基づき委任された農業機械の検定基準を定めることを目的とする。

第2条（定義）この告示において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

1. 「構造基準」は、農業機械の形式に関する仕様、部品等の構造的要件に関する基準をいう。
2. 「安全基準」は、農業機械の使用者等の安全性を確保するため、物理的または技術的に定められた安全事項に関する基準をいう。
3. 「性能基準」は、農業機械の作業能率、効率、出力等に関する技術的要件に関する基準をいう。
4. 「操作の難易度基準」とは、農業機械の取扱いおよび操作の容易性を確保するために規定された物理的または技術的な要件に関する基準をいう。

第3条（適用範囲）この告示は、「農業機械化促進法」第9条および同法施行規則第3条の2第1項に基づき検査を受けなければならない別表4の農業機械について適用する。

第4条（検定基準等）農業機械の検定基準は別表1のとおりし、安全基準は別表1の農業機械別安全基準と別表2の共通安全基準を適用する。

第5条（規制の再検討）農林水産食品大臣は、別表1の自律走行農業用トラクター、自律走行田植機、自律走行コンバインの自律走行経路誤差（70mm）基準について、2024年7月1日を基準としてその妥当性を検討し、改善等の措置を講じなければならない。

第6条（再検討の期限）農林水産大臣は「訓令・例規等の発令及び管理に関する規定」に従い、本告示について2023年7月1日を基準として、3年ごとに（3年目の6月30日までをいう）その妥当性を検討し、改善等の措置を講じなければならない。

附 則

第1条（施行日）この告示は、2023年1月5日から施行する。

第2条（農業機械検査基準の経過措置）2023年1月4日までに従前の規定に従い農業機械の検査を実施中の農業機械は、この告示の施行にもかかわらず、従前の規定に従う。

[別表1] 農業機械の検定基準（第4条関連）

（中略）

22. 農業用動力運搬車（歩行型）

ア 構造基準

- 1) ダンプにおける積載函の扉は、開閉が容易であること
- 2) 積載函の昇降装置の操作は、積載函外部に位置する操作部から別に操作される構造であること
- 3) 潤滑油点検装置があること
- 4) 積載定量は80kg以上500kg以下であること
- 5) 積載設備の底面積は0.5 m²以上であること
- 6) 電気駆動式の場合、駆動蓄電池、電力変換装置、駆動電動機等の電気装置は、以下の基準に適合しなければならない。
 - (ア) 電気装置間の電気配線の被覆（電気配線に保護器具を設置した場合には保護器具をいう）は、橙色にすること
 - (イ) 電気装置間の電気配線が車室内および車体外部に露出される部分には、金属やプラスチック製の覆い等保護器具を設置すること
 - (ウ) 電気装置間の電気配線は、露出された活線導体部がなく、中間に継ぎしろがないこと
 - (エ) 電気装置と電気配線は、接続時に極性が変わらないように接続端子の極性を別の色相で表示しなければならないとともに、表示は簡単に消えたり分離しないようにすること。ただし、極性が変えられない構造である場合は、この限りではない。
 - (オ) 電気装置の外部または保護器具には、感電に関する警告表示が簡単に変色したり消えず、容易に識別できるよう表示されていること
 - (カ) 電気装置は、工具を使用しなければ簡単に開封・分解・除去されない構造であること
- 7) 駆動用蓄電池は、蓄電池別に韓国国家標準（KS）で規定する放電終止電圧に到達した場合にも12時間以内に完全充電されること。ただし、過放電防止装置が装備されている場合は、過放電防止装置が作動する電圧を放電終止電圧とみなす。
- 8) 搭載エンジンは、農業用エンジンの検定基準を満たすこと。

イ 安全基準

- 1) 農業用動力運搬車の積載函が昇降する構造では、積載函の最高上昇高で昇降可能な積載定量を積載後、静的転倒角 15 度の傾斜で前・後・左・右に転倒しないこと。
- 2) 積載定量を積載し、11.3 度の傾斜で前・後・左・右に転倒しないこと。
- 3) 1) と 2) 以外の安全事項は、別表 2・共通安全基準を満たすこと

(後略)

[別表 2] 共通安全基準 (第 4 条関連)

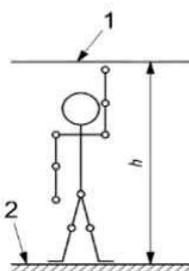
1. 可動部の防護

ア 以下の可動部は、作業者に危険を及ぼさないよう製作するか、カバー、ケース等で防護されていること

- 1) 回転軸 (接続部、軸端を含む)、資材継ぎ目および露出されたボルト、キー、ピン、ねじ等の突出部がある回転部分。ただし、1 分当たり 10 回転未満の回転軸、露出された回転軸の長さが軸外径の 1/2 未満の長さに該当する回転軸は除外する。
- 2) プーリー、フライホイール、歯車 (摩擦点灯装置を含む)、ケーブル、スプロケット、ベルト、チェーン、クラッチおよびカップリング
- 3) ロータリー、掘削部、送風機、切断部、刈取刃、結束部、刃物部、搬送用ベルトおよびチェーン、コンベア等
- 4) 作業位置に近接している車輪および無限軌道
- 5) その他隙間および切断作業等により危険のおそれがある部分

イ 可動部と作業者の間に防護装置 (ガード) を付着する場合、安全距離 (危険部に接触しない距離) は、以下のとおりであること。ただし、作業に不可避であると認められる場合は例外とする。

- 1) 可動部が作業者の双方向 (作業者が立って手を伸ばしたとき) にある場合、安全距離は地面または防柵面から 2,500mm 以上であること。(図 1 参照)



1 危険区域 2 地面または防柵面 h 危険区域の高さ

図 1 上部安全距離

- 2) 防護装置からの側面安全距離は、表 1 (図 2 参照) のとおりとする。ただし、防護装置の高さは 1,000mm 以上であること。

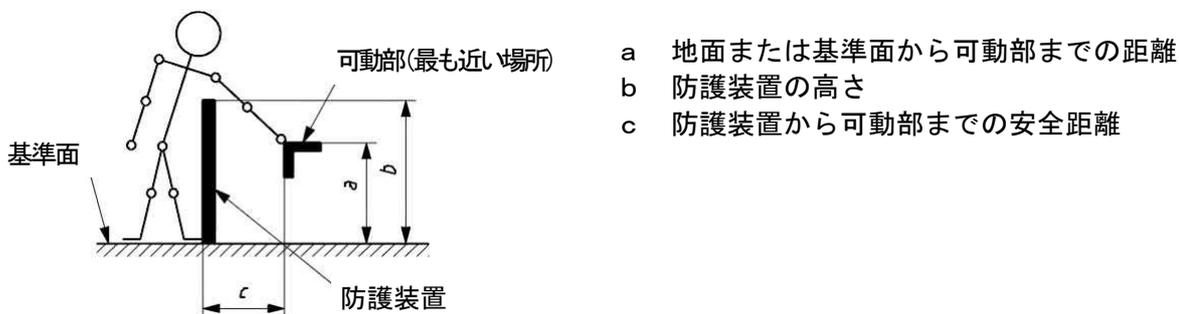


図 2 防護装置から可動部までの安全距離

表 1 防護装置の側面安全距離

(単位 : mm)

b		2400	2200	2000	1800	1600	1400	1200	1000
a	c (最小値)								
	2400	-	100	100	100	100	100	100	100
2200	-	250	350	400	500	500	600	600	600
2000	-		350	500	600	700	900	1100	1100
1800	-	-	-	600	900	900	1000	1100	1100
1600	-	-	-	500	900	900	1000	1300	1300
1400	-	-	-	100	800	900	1000	1300	1300
1200	-	-	-		500	900	1000	1400	1400
1000	-	-	-	-	300	900	1000	1400	1400
800	-	-	-	-	-	600	900	1300	1300
600	-	-	-	-	-	-	500	1200	1200
400	-	-	-	-	-	-	300	1200	1200
200	-	-	-	-	-	-	200	1100	1100

3) 防護装置の開口部および障害物からの安全距離は表2のとおりとする。

表2 防護装置の開口部および障害物からの安全距離

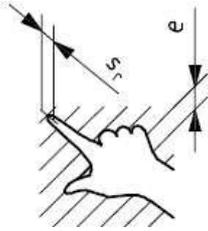
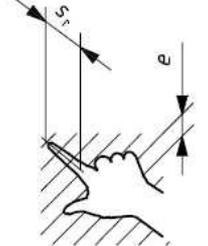
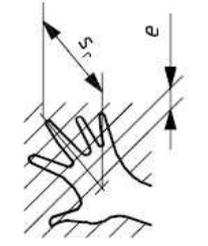
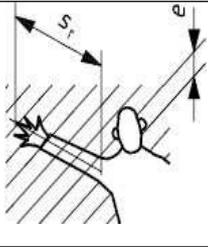
(単位：mm)

動き制限距離	安全距離 (s_r)	図示
指の根元まで腕と手が支えられる場合	$s_r \geq 130$	
手首まで支えられる場合	$s_r \geq 230$	
肘 (ひじ) まで支えられる場合	$s_r \geq 550$	
肩とわきの下までのみに制限される場合	$s_r \geq 850$	

4) 防護装置の開口部からの内側安全距離は表3のとおりとする。

表3 四角形または長い溝の開口部からの安全距離

(単位: mm)

身体部位	図示	開口部	安全距離 S_r		
			長い溝	正四角形	円形
指先の終端		$e \leq 4$	≥ 2	≥ 2	≥ 2
		$4 < e \leq 6$	≥ 10	≥ 5	≥ 5
指から指の根元まで		$6 < e \leq 8$	≥ 20	≥ 15	≥ 5
		$8 < e \leq 10$	≥ 80	≥ 25	≥ 20
手		$10 < e \leq 12$	≥ 100	≥ 80	≥ 80
		$12 < e \leq 20$	≥ 120	≥ 120	≥ 120
		$20 < e \leq 30$	$\geq 850^a$	≥ 120	≥ 120
腕から肩まで		$30 < e \leq 40$	≥ 850	≥ 200	≥ 120
		$40 < e \leq 120$	≥ 850	≥ 850	≥ 850

長い溝状の開口部の長さが 65 mm 以下の場合、親指で停止できるため、安全距離は 200mm に短縮できる。

5) 上肢の接近のおそれが少ない場合、下肢に対する防護装置の開口部からの内側安全距離は表4のとおりとする。

表4 下肢に対する防護装置開口部からの内側安全距離 (単位: mm)

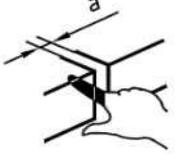
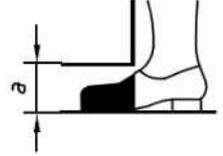
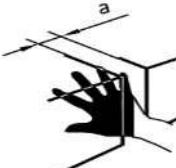
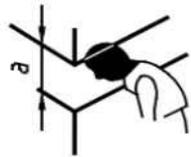
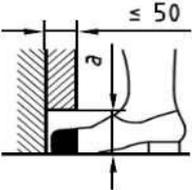
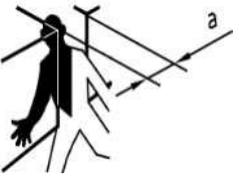
下体部位	図示	開口部	安全距離 Sr	
			長い溝	正四角形 または円形
足指の先		$e \leq 5$	0	0
		$5 < e \leq 15$	≥ 10	0
足指		$15 < e \leq 35$	$\geq 80a$	≥ 25
足部	$35 < e \leq 60$	≥ 180	≥ 80	
	$60 < e \leq 80$	≥ 650	≥ 180	
下腿部 (足指の先から膝まで)	$80 < e \leq 95$	≥ 1100	≥ 650	
脚 (足指の先から脚全体まで)	$95 < e \leq 180$	≥ 1100	≥ 1100	
	$180 < e \leq 240$	허용 안됨	≥ 1100	

長い溝状の開口部の長さが 75 mm 以下の場合、安全距離は ≥ 50 mm に短縮できる。

6) 挟み込み箇所での最小間隔は表5のとおりとする。

表5 挟み込み箇所の最小間隔

(単位：mm)

身体部分	図示	最小間隔 a	身体部分	図示	最小間隔 a
指		25	足部		120
手のひら		100	脚		180
下腕		120	頭		300
足指		50	胴体		500

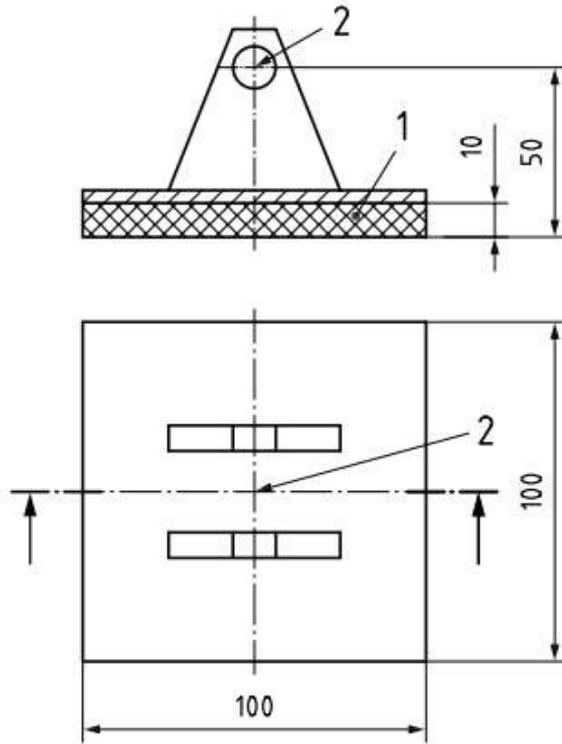
ウ 防護装置の構造は、次の各基準を充足すること。

- 1) 防護装置は、正常な運転と整備の妨げにならないこと。
- 2) 防護装置は、鋭利な角がないこと
- 3) 通常は外す必要がない保護装置は、ボルト、分割ピンまたは工具を使用して着脱できる構造であること
- 4) 開閉可能な防護装置は、蝶番 (hinge)、リンク等により付着状態を確実に維持できること

エ 防護板と 防柵 (特に地面からの垂直高さが 550mm 以下で足場に用いることができる防柵) は、図 3 のとおりゴム層 (硬度約 20 Shore A) があるパッドを防護板面に置き、パッドの荷重作業点に 1,200N の静荷重を鉛直下方に加えたとき試験中には防護板が可動部と接触しないようにしなければならない。また、試験終了時には防護板とその付着物が壊れるか、亀裂が生じるか、破れるなど防護機能を遂行できないほど明確で永久的な変形があってはならない。

注 1) 「防護板」とは、単独または機械の他の部分とともに、側面または一方向 (カバー) から、またはすべての側面 (ケース) から危険部位に接近するか危険部位に触れることを防止するために設置する防護装置をいう。

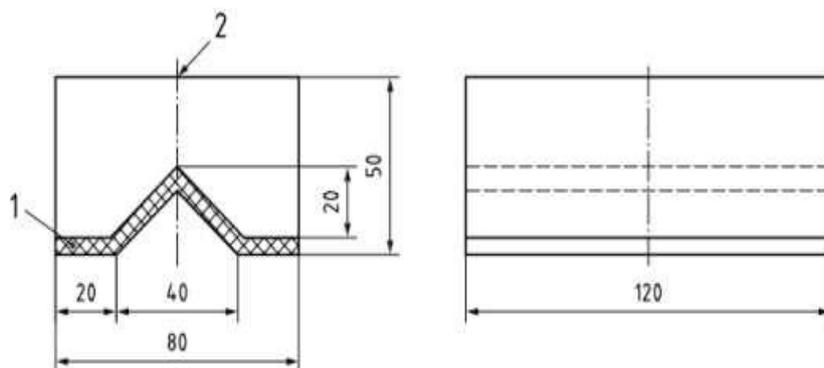
注 2) 「防柵」とは、単独または機械の他の部分とともに、危険部位に触れないよう必要な安全距離を確保する目的で設置する防護装置として、手すり、フェンス、フレームまたはこれらに類似するものをいう。



1 ゴム層 2 荷重作用点

図3 防護板強度試験パッド

オ 防柵は、図4のとおり厚さ約10mmのゴム層（硬度約20 Shore A）があるパッドを防柵の上に置き、次の静荷重を加えたとき試験中には20mm以上動かないようにしなければならない。また、試験終了時には防柵とその付着物が壊れるか、亀裂が生じるか、破れるなど10mm以上の永久的な変形があつてはならないとともに、危険区域に入り込まないようにしなければならない。



1 ゴム層 2 荷重作用点

- 機械の作動状態において地上400mm以下の防柵：1000N
- 機械の作動状態において地上400mmを超える防柵：600N

図4 防柵強度試験パッド

2. 動力入力軸の防護

ア 動力入力軸の上面および側面は、カバーで防護されていなければならないこと

イ ユニバーサルジョイントで連結される動力抽出伝導軸は、ユニバーサルジョイントを含めたすべての面がカバーで防護され安全に付着されていること

3. 安全装置

ア 遠心式クラッチを使用し刃が装備された機械は、機関の空転速度の125%以内の回転速度で刃部が作動しない構造であること

イ 定置式機械は、原動機（別途付着する動力機を含む）、入力軸または供給部等に動力遮断装置が付着されていなければならない。動力遮断装置は通常の作業位置で作業者が容易に動力を遮断できること。

また、いったん動力が遮断された後には、再び操作しない限り作動しない構造であること

ウ 昇降可能な作業機または作動部は、必要な昇降位置で確実に固定できること

エ 原動機の停止装置は、運転者の手が届く位置に設置されていなければならない。一度の動作で原動機を停止させなければならないとともに、いったん停止させた後は再操作しない限り再始動しない構造であること

オ 歩行型機械のうち後進変速をするものは、運転者の手が容易に届く位置に原動機の緊急停止装置があること。ただし、手を離せば自動的に主クラッチが切れる構造であるか、身体が機体に挟まれたときに動力を遮断する装置を持つ者は除外する

カ 運転位置から機械の後方確認が難しい乗用自走型農業機械は、後進時に警告音を発生するか、機械後方の物体を感知して運転者に警告する装置があること

キ 最高走行速度が15.0km/h以上の乗用自走型農業機械には、反射面の角度調節が可能なバックミラーが付着（1個の場合は左側に付着）されていなければならない。バックミラーの支持部は鏡面が揺れないよう堅固にしなければならないとともに、鋭利な突出部や角がないこと

ク 乗用自走型機械には警告音が付着されており、警告音の最大値は車体前方2m、地上高1.2±0.05mの地点で90.0dB(A)以上であること

ケ 無線操縦装置で操縦する機械は、以下の基準を満たすこと

- 1) 操縦装置は、電波認証を受けた製品であること
- 2) 無線操縦装置で操縦または無人で作動する機械には、非常停止装置が付着されていなければならない。作動中であることを知らせる警告音または警告灯が作動しなければならないこと

4. 制動装置

ア 自走式機械は、停止ブレーキおよび駐車ブレーキがあり次の各号の基準に適合すること。ただし、主クラッチを遮断して容易に停止する歩行型機械(動力耕運機、農業用動力運搬車を除く)の停止ブレーキおよび駐車ブレーキと作業支持台(アウトリガー含む)により駐車時のずれを防止することができる農用掘削機および農用高所作業車の駐車ブレーキは除く。

- 1) 自走式機械は、全装備の状態(機種別に停止ブレーキ試験方法がある場合はそれに従う)最高速度で走行する場合、制動距離は次式による

$$S_{max} \leq 0.15V + V^2/116$$

ここで、 S_{max} : 制動距離(m) V : 試験速度(km/h)

- 2) 駐車ブレーキは、機種別の駐車ブレーキ試験方法に従い、傾斜路で前後方のずれがないこと。ただし、試験方法がない場合は、20%傾斜路で実施すること

- 3) 油圧または電動機駆動式で停止および駐車ブレーキ機能を備えたものは、これを停止または駐車ブレーキとみなす

イ 被けん引式の走行作業機には、駐車ブレーキがあること。駐車ブレーキは、機種別の駐車ブレーキ試験方法に従い、傾斜路で前後方向のすべりがあってはならないとともに、定められた試験方法がない場合には20%傾斜路で実施すること。ただし、車輪の固定具で駐車ブレーキを代用できる。この場合、本体に付属品として持って回ることができるものであり、以下の基準に適合する2つ以上の固定具を備えていなければならない。

固定具		タイヤの半径が 480mm 未満の場合	タイヤの半径が 480mm 以上の場合
底面	長さ	320 mm 以上	400 mm 以上
	横幅	160 mm 以上	200 mm 以上
高さ		190 mm	230 mm
半径		460 mm	560 mm

ウ 主ブレーキの操作力は、足操作式の場合は 600N以下、手操作式の場合は 400N以下であること

エ 手で押して移動が可能な定置式機械は、固定された位置で作業できること

オ ブレーキレバーは、運転席で引いた場合、そしてペダルは前方または下方向に押した際に作動する構造であること。また、ブレーキペダルは運転者の右足操作に便利な位置に配置されること(ただし、油圧無段変速機の装着機体は除外)

カ 左右独立ブレーキを有するものは、左右のブレーキペダルを連結して使用できる構造であること

5. 運転席および作業場所

ア 作業者が乗車する機械は、安全かつ容易に上下車できる手すりまたは足場が以下の基準に適合して付着されていなければならないこと。ただし、機械自体がこれに相当する場合は除外する。

- 1) 作業者の乗車部には、運転者が3点接触(両手および足)支持をできるように地面から1,600mm以内の高さにハンドレールまたは手すり(操舵ハンドル含む)が設置されていなければならないとともに、ハンドレールと手すりは切断面の直径または長辺の長さは25mmから38mmの範囲でなければならない。手すりの長さは150mm以上で、隣接部品とは最小50mm以上の把持空間を置かなければならないこと

- 2) 乗降足場は、滑りにくい構造であり、最下段の足場は地上から470mm以下でありながら、足場と足場の間隔は300mm以下であること。

- 3) 乗降足場は、長辺の幅が200mm以上であり、短辺の幅(機体外の空間含む)が150mm以上であること。また、単独の足場の場合は、足場と運転席プラットフォームとの高さ間隔が350mm以下であること。最下段1段目の足場は、折り畳みまたは折り曲げ可能な連結装置を許容する。

- 4) 点検位置の地面高が2,000mm以上であるか、液体または原料充填位置の地面高が1,500mm以上である場合、作業者が立つための適切な場所が提供されなければならないこと

- 5) 作業者が立つ場所または立って作業する位置には、機械の一部分を含む3点接触ができるように手すりまたは握り手が設置されていること

- イ 運転席には、運転者の墜落を防止できる側面支持台（座席周辺の側面支持台または座席ベルト含む）があること。ただし、最高走行速度が 10km/h 以下の農業機械は除外する。
- ウ 運転室の風よけおよび窓のガラスは、KS L 2007（自動車用安全ガラス）または関連国際規格および外国規格の認証を受けた安全ガラス（合成ガラス、強化ガラス、部分強化ガラス等）またはそれと同等のものを使用すること。
- エ 安全キャブを持つ機械の運転席は、緊急時に脱出できる構造であるか、脱出のため窓ガラスを壊すことができる器具が運転席内部に設置されてなければならないこと、脱出口の大きさは長軸が 640 mm、短軸が 440 mm である楕円を収容できる大きさでなければならないこと
- オ 排気管の出口は、作業者に排気ガスが直接当たらない位置および方向に設置すること

6. 運転・操作および計器装置

- ア 操舵装置、変速レバー、制動装置、動力遮断装置、加速装置、走行用灯火操作装置、原動機停止装置等、運転・操作装置は、通常の作業位置で安全・容易に操作できるよう、以下各号の基準に適合すること
 - 1) 操作装置は、運転座席縦方向の中心面から左右それぞれ 500mm 以内に配置されなければならないこと。ただし、キャブ型保護構造物が装着された農業用トラクターの原動機停止装置は除外する。
 - 2) 運転・操作装置の表示および計器盤には、ハングル、数字、図または「産業標準化法」第 12 条による韓国産業標準である「KS B ISO」767-1 および 3767-2 の記号で明確に表示しなければならないこと
- イ 始動（点火）スイッチは、運転位置から容易に操作できなければならないとともに、時計方向に回したときに始動（点火）され、反時計方向に回したときに停止する構造であること
- ウ 前・後進の選択装置がある場合には、中立変速位置がなければならない。また、前・後進レバーは、前進時には前方に、後進時には後方に操作する構造であること。
- エ 乗用型機械の操舵機構は、操向車輪の反作用により操舵ハンドルまたはレバーが急激に動く力を減少できる構造であること
- オ 乗降部の乗降装置には、誤操作を防止する装置があるか、または誤操作を防止できる位置に取り付けられていること
- カ ペダル類は、大きさおよび形状が運転者が足で踏んで滑らないようにしなければならないこと。また、加速ペダルは、右足が容易に届く距離内の右側前方・下方に設置し、また主クラッチペダルは運転者の左足操作に便利のように左側前の下方に設置されていなければならないこと
- キ 乗用型機械のうち、差動装置のロック装置を持つものは、不注意による作動が起きない構造であること
- ク 旋回時に前輪増速装置を持つものは、その機能を表示する標識板が付着されており、運転者が動作状態を認識できるランプ等の表示装置があること
- ケ 最高走行速度が 15.0km/h 以上の乗用走行型農業機械は、機関回転速度計または走行速度計、燃料計、走行距離計またはエンジン使用時間計の計器装置が付着していなければならないこと。ただし、夜間に運転者が計器の内容を一読できるよう照明装置が設置されていること。ただし、発光塗料等を使用して照明装置の代わりとする場合には除外する。

7. 作業機取付装置および連結装置

- ア 連結しなければ機体が不安定な搭載式または被けん引式の作業機は、転倒しないように支持できる受け台等が付着されていること
- イ 農業トラクタ用作業機の 3 点支持装置は、「産業標準化法」2) 第 12 条による韓国産業標準である「KS B ISO」730 および 8759-1（農用トラクタ後方 3 点連結および農用トラクタ前方装着 PTO と 3 点連結）に適合する構造であること。ただし、特殊な作業機の場合、下部ヒッチ点の間隔およびマストの高さ寸法は例外とすることができる。
- ウ 空車状態においてけん引棒を水平にして測定したヒッチ点の荷重が 250N を超えるけん引式作業機には、手で持ち上げずに牽引機械で装着できる装置があること

8. 灯火装置

- ア 最高走行速度が 15 km/h 以上の乗用走行型農業機械は、前照灯、後尾灯、制動灯、方向指示灯等が付着されていなければならないこと、次の各号の基準に適合すること
 - 1) 前照灯
 - (ア) 投光色は白色とすること
 - (イ) 機体の中心線を基準に左右対称になっていること
 - (ウ) 変換ビームの照射方向は進行方向と同一であり、走行ビームの主光軸光度を感光できるか、照射方向を下方へ変換できる構造であること。ただし、前照灯の照射方向が下方に固定されているものは除外する。
 - 2) 後尾灯
 - (ア) 投光色は赤色とすること

(イ) 機体の中心線を基準に左右対称になっていること

3) 制動灯

(ア) 投光色は赤色とすること

(イ) 機体の中心線を基準に左右対称になっていること

(ウ) 他の灯火と兼用する場合は、その光度より3倍以上高いこと。ただし、電球消費電力が3倍以上である場合は、光度が3倍以上であるものと認める。

(エ) 主制動装置を操作するとき点灯し、制動操作を解除するときまで持続的に点灯状態が維持されること（点滅灯は除外）

4) 方向指示灯

(ア) 投光色は黄色または橙色とすること

(イ) 機体の中心線を基準に左右対称になっており、機体横幅の50%以上の間隔を置いて設置されていること

(ウ) 毎分60回以上120回以下の一定周期で点滅するか、光度が増減する構造であること（点滅灯は除外）

イ 夜間反射板は、以下の基準に適合すること。ただし、後尾灯が夜間反射板を兼用している場合は、次の2)の基準に適合するときには夜間反射板を付着しているものとみなす。

1) 反射光色は赤色であること

2) 反射部の有効面積は35 cm²以上であること（有効面積は、夜間反射板の反射突起部面積とする）

3) 地上から35cm以上150cm以下の高さで、機体左右に機体の中心線を基準に左右対称になっており、機体横幅の50%以上の間隔を置いて堅固に付着（後部扉の制御時にも識別が可能なように）されていること

4) 夜間に150m後方から自動車前照灯で夜間反射板を照射した場合、その反射光を照射した位置から識別できること

ウ 機体の幅が付着動力機の幅を超過する農作業機の場合は、前方から見える黄色の反射物質と、後方から見える赤色の反射物質を、超過する突出部の先端に可能な限り近く付着されていること

エ 低速車両表示灯は、以下の基準に適合すること

1) 低速車両表示灯は、1個または2個を設置すること

2) 低速車両表示灯の投光色は、黄色とすること

3) 低速車両表示灯は、前・後・左・右のHV測定点における1灯当たり光度は50カンデラ以上1050カンデラ以下であるもの（「H」とは灯火装置の光源を地面に水平である面と、試験スクリーンとの交差線、「V」とは、照明装置の光源を通過し、試験スクリーンおよび地面に同時に垂直面と試験スクリーンとの交差線をいう）で、国内外の公認試験機関の試験を受けたものであること

4) 低速車両表示灯は、円形（設置底面が円形である円筒型）の閃光色であること

5) 低速車両表示灯火の中心線は、機体中心線を基準に左右対称となって設置されていなければならない。照射光または反射物による反射光が該当運転者の運転操作の妨害にならないこと。ただし、1個を設置する場合、その位置は機体中心線から機体中心線の左側に設置しなければならない。

6) 低速車両表示灯は、点灯時に空車状態において前・後・左・右から観測可能で、簡単に破損しないこと。ただし、動力耕うん機用トレーラーの場合、その位置はトレーラーの最も高い位置（日除けは除外）に20cm以上の長さ調節ができるよう設置しなければならない。

6) 低速車両表示灯は、日没後に自動点灯するか、灯火装置（前照灯または車幅灯または後尾灯）と同時に点灯して消灯する構造であること。ただし、自動点灯する場合には、別途の点灯・消灯装置がなければならない。灯火装置と同時に点灯する構造は畜舎内において使用できるよう別途の消灯構造を設置できる。

オ 車幅灯および非常点滅表示灯は、以下各号の基準に適合すること

1) 車幅灯

(ア) 投光色は白色または橙色とすること

(イ) 設置個数は、2個または4個であること

(ウ) 設置位置は、機体の中心線に対して左右対称であり、機体外側から400mm以内であること

2) 非常点滅表示灯

(ア) すべての非常点滅表示灯は、同時に作動する構造であること

(イ) 非常点滅表示灯は、始動スイッチ操作に関係なく点灯操作が可能な構造であること

(ウ) それ以外の非常点滅表示灯の基準は、方向指示灯の基準を準用する。

(エ) 被けん引式機械の灯火装置用電気コネクタには、KS R ISO 1724を満たす7極プラグ型が設置されていること

(オ) 夜間作業が可能な機械は、該当作業に必要な場所を照明するための作業灯が付着していること。ただし、取扱説明書に夜間作業の禁止表示が明確になっている場合は、除外する。

9. 高温部位の防護および燃料タンク

ア 作業者が給油および通常の作業中に不注意で火傷を負うおそれがある高温部（130℃以上）は、カバー等で防護されていること

イ ゴミ、作物残さ等が排気マニホールド、消音器、排気管および燃焼室に堆積しないか掃除が容易な構造であること

ウ 燃料補給時にあふれた燃料が機関の高温部に触れない構造であること。

エ 燃料タンクおよび燃料注入口は、以下の基準に適合すること

- 1) 燃料残量確認が可能な構造であること。ただし、小型（燃料タンク容量 10L 以下）の場合、燃料注入口を通じて肉眼で残量確認が可能な構造（残量警告装置を含む）は例外とできる。
- 2) 自走型農業機械の燃料タンクおよび注入口は、運転室（キャブ型）の外に設置しなければならないが、注入口は地面やプラットフォームからの高さが 1500mm 未満であり、注入口または圧力制限装置を通じて作動中または 30 度傾けた状態で燃料が漏れない構造であること
- 3) 露出した電気端子および電気開閉器から 20cm 以上離れていること。ただし、構造上 20cm 以上離すことが難しいものは除外する。

10. 電気装置

- ア 蓄電池は、運転室に設置されるなど電解液が作業者に危険を引き起こしうる位置に設置してはならないとともに、振動・衝撃等により移動したり損傷しないようにしなければならないが、蓄電池の端子は絶縁キャップ等で覆われ未使用時に蓄電池の電源を遮断できるスイッチが設置されていること
- イ 電気始動装置は、始動時に走行部および作業部が作動しない構造であること。ただし、作業者に危険を及ぼすおそれがない認められる場合は除外する。
- ウ 電気配線は、すべて絶縁物質で被覆されており、排気装置、燃料装置、可動部または鋭利な角と接触しないようにして、機体に確実に固定されていること
- エ 商用電源を使用する定置式機械は、漏電による感電のおそれがない限りならず、接地装置（アース）があること
- オ 走行装置等すべての動力源が電動機である自走式または定置式農業機械は、以下の基準に適合すること
- 1) 蓄電池の接触端子には、電極表示がされていること
 - 2) 蓄電池の電力量を示す目盛は、最低 3 段階以上または百分率 (%) で表示される構造であること
 - 3) 蓄電池の低電圧を知らせる装置（点滅または警告音）があること
 - 4) 蓄電池の低電圧を知らせる装置の作動後、12 時間以内に完全充電できうること
 - 5) 蓄電池は、充電および消耗性放電に耐性を持つ構造であること
 - 6) 蓄電池は雨が避けられる場所に設置されていること
 - 7) 充電器は、電気用品および生活用品安全管理法に適用される電気用品安全認証対象（入力電圧が交流 250V 以下）は、電気用品認証を受けた製品であること
 - 8) 高電源電気装置（作動電圧が直流 60V 超過 1500V 以下であるか交流 30V 超過 1000V 以下）の場合は、以下の基準に従う。
 - (ア) 外部に露出された電気装置間の電気配線の被覆は、橙色とすること
 - (イ) 電気装置の外部または保護機構には感電についての警告表示が容易に変色するか消えずに簡単に識別できるように表示されていること
 - (ウ) 電気装置は、工具を使用しなければ簡単に開封、分解、除去されない構造であること
 - 9) 蓄電池を完全充電後、再充電を知らせる装置が作動するときまで、製造会社が定めた運行および作業条件で連続運行が可能な時間を運転席および操作部の容易に確認できる位置に表示すること
 - 10) 蓄電池の容量は、該当農業機械の積載定量を搭載した状態の最高走行速度で所要の電流量において、製造会社が表示した連続運転可能時間を超える運転・作業が可能な容量であること（ただし、農業用リフト、高所作業車、果樹用作業台を除く機種の場合の作業条件におけるリフト作業、昇降作業は除くとともに、機種別の試験方法がある場合はそれに従う）

11. 安定性

- ア 乗用自走型農業機械（別途に安定度試験基準がある機種は除外）は、全装備状態で運転席に 75kg の荷重を搭載した空車状態で静的転倒角試験装置の 30 度傾斜において左右に転倒しない構造であること。ただし、転倒予防警報装置など転倒防止対策が備えられている特殊な構造の機械は除外する。
- イ 乗用自走型の農業機械または農業用トラクタに作業機を搭載する場合は、運転席に 75kg の荷重を搭載した状態において積載定量を積載した時に操舵車輪の接地部にかかる荷重が、全体重量の 20.0% 以上であること。
- ウ 自走型および走行型作業機の場合、運転席に 75kg の荷重を搭載した状態において積載定量を積載した時の輪荷重は、空気タイヤの場合の最大許容荷重以内であること。

12. 自律走行装置

- ア 装置の現在の状態（作動不能、作動可能、活性）を見せてくれる視角信号装置があること
- イ 装置が活性状態になるか、活性状態から外れた場合に運転者が認識できる聴覚信号を発生すること
- ウ 以下の条件中の一つにより、装置が自動で活性状態から作動可能または作動不可能に変更されなければならない。
- 1) 作業者が操舵または制動装置を操作した場合
 - 2) 衛星信号のみに依存する場合、衛星信号が車両位置を決定するのに不十分な信号を提供した場合
 - 3) 衛星信号のみに依存しない場合、すべての信号が途切れた場合
- エ 運転者が自律走行装置を状態転換するためのスイッチがあること
- オ エンジンの始動時に自律走行装置は作動不可能状態であること
- カ 10 秒以上運転者が感知されない場合は、警報音が発生すること
- キ 目標とする自律走行経路の中心線から 150mm 以上離れた場合は、警報音が発生すること

13. 安全表示および型式表示板

- ア 次の部分の近い場所には「産業標準化法」第12条により、韓国産業標準である(KS B ISO) 11684による耐久性がある安全表示が付着されていること
- 1) 構造上カバー等での防護が困難な作動部
 - 2) その他安全上重要な部分
- イ 安全表示は、作業者が容易に理解できるよう下の場所に図またはハングルで付着されていること
- 1) 危険がもっとも近接した場所
 - 2) 危険を回避できる安全距離を確保できる場所
 - 3) 目につきやすく見やすい場所
 - 4) 維持管理により汚損、摩耗および剥離しがたい場所
- ウ 付着された安全表示は、水に濡れた布で15秒間こすっても、その後石油に濡れた布で15秒間こすっても、30秒後に標識の図形、記号、文字などの内容を容易に読み取れるとともに、標識の端が反らないこと
- エ 付着された安全装置および安全防護装置を使用者が除去した場合に発生する被害内容が、その装置に表示されていること。ただし、表示が難しいときは、取扱説明書に掲載しなければならない。
- オ 使用上注意を要する事項は、その該当部位に安全表示があること。ただし、表示が難しいときは、取扱説明書に掲載しなければならない。
- カ 供試機には見やすい位置に「農業機械化促進法施行規則」別表8の2 農業機械型式表示板が本体およびエンジンに装着されていなければならない。印刷された型式表示板は水に濡れた布で15秒間こすり、その後石油に濡れた布で15秒間こすっても、30秒後に標識の図形、記号、文字などの内容を容易に判読できること。製造番号の表記は、「農業機械化促進法施行規則」別表8の3に示す製造番号の表示基準および方法の基準により本体の車体に刻印されなければならない(ただし、本体の車体に製造番号を刻印しなければならない農業機械は、「農業機械化促進法施行規則」第14条の2第3項に定める農業機械に限定する)
- キ 電動機(自走型農業機械の駆動電動機に限る)は、次の内容が表記された型式表示板が付着されていなければならない。
- 1) 定格出力
 - 2) 定格回転速度
 - 3) 製造者(商号、住所、電話番号)、輸入品の場合は製造国および商号

14. 取扱説明書

- ア 取扱説明書は、「安全のために事前にお読みください」という内容と、安全に関する注意事項、製品の写真(図)、性能、機能および使用方法等に関する次の事項が記載されていること
- 1) 使用前に関する事項
 - (ア) 機械の組立に関する事項
 - (イ) 作業者の健康状態および作業者の制限に関する事項
 - (ウ) 衣服、保護具の着用および防護装置に関する事項
 - (エ) 機械の機能に合わない使用に関する事項
 - (オ) 道路交通法規など交通安全に関する事項
 - (1) 農業機械の故障等の処置：農業機械の運転者は、故障かその他やむを得ない理由で道路で農業機械を運転できなくなったときには、道路以外の場所に移動するなどの必要な措置をしなければならない。
 - (2) 故障等の場合の表示：「道路交通法施行規則」別表15の故障車両表示を100m以上後側の道路上に、夜間は200m以上後側の道路上に設置しなければならない。
 - (カ) 第三者、特に子どもに関する注意事項
 - (キ) 燃料、農薬等の使用資材に関する事項
 - (ク) 機械の運搬に関する事項
 - (ケ) 機体に明記されている表示に関する事項
 - 2) 使用前の点検に関する事項
 - (ア) 安全使用に関する必要な点検準備および方法
 - 3) 作業中の注意に関する事項
 - (ア) 機械の正しい使用方法および姿勢に関する事項
 - (イ) 作業員以外の周辺人物に注意を喚起する事項
 - 4) 使用後に関する事項
 - (ア) 主要点検箇所および点検方法に関する事項
 - (イ) 使用した資材等の処理、処分に関する事項
 - (ウ) 長期保管時の注意事項
 - 5) その他必要な事項
 - (ア) 作業員がやってはならない点検、修理に関する事項

- (イ) 機械に関して連絡・問合せに関する事項（製品名称、型式、会社名、住所、電話番号）
- イ 取扱説明書は、ハンゲルで分かりやすく書かれており、用語は標準語を使用しなければならない。
また、1つの取扱説明書で2つ以上のモデルを説明する場合には、型式および仕様等を明確に区分して記載すること

15. その他

- ア 歩行型機械、歩行運転が可能な機械および定置式作業機械のうち、移動を目的とする歩行自走型農業機械は、最高速度が7km/hを超過しないこと。ただし、作業機を付着して乗用で使用できる機械は、15km/h以下であること
- イ 搭載されたエンジンは、検定で適合判定を受けた製品であるか、公認試験機関の試験（最大出力、最大トルク、燃料消費量等が含まれる全負荷性能を含む）を受けた製品であること
- ウ 鋭利な突起、円形断面などは、運転中または点検調整時に不注意に接触して傷害を負わないように防護されていること
- エ デバイダー先端には着脱可能なカバーがあること。ただし、先端に危険がない円型構造の場合は除外する。
- オ 通常の作業位置で作業者が小さな石、作物の切断物、切削破砕物、除草刃の破片等の飛散により傷害を負わないように防護されていること
- カ 安全確認のため、必要な場合は関連試験を実施できること。
- キ 安全検定の確認項目以外に安全防護の必要がある機種は、別途の安全防護対策があること

翻訳者注

- 1 本文は、「韓国農業機械検定基準（2023.1.5. 農林畜産食品部告示第 2023-01 号）」のうち、「農業用動力運搬車」に関する基準を抜粋して翻訳したものである。
(原文のウェブサイト <https://www.law.go.kr/admRuILsInfoP.do?admRuISeq=2100000218104>)
- 2 ただし、「共通安全基準」は、農業用動力運搬車に関係ない事項も多く含まれているが、その抽出までは行わずに全訳した。
- 3 本文は、玄海農財通商合同会社代表である石坂 晃が訳出した。ただし、専門用語や法令用語のすべてを日本の用語に変えることはできてないので、仮翻訳であると考えてる。
- 4 本文の原文は大韓民国著作権法第 7 条第 1 項の規定に基づき著作権保護を受けていないが、翻訳文には著作権が存在する。翻訳文を利用・引用する場合は、以下の連絡先に問い合わせを行うこと（日本国内の産業振興上の見地から基本的には承認するが、目的如何により翻訳者の判断で利用・引用を認めないことがある）。
 - (1) 名称（職位・氏名）：玄海農財通商合同会社（代表・石坂 晃）
 - (2) 住所：〒811-3217 福岡県福津市中央 5 丁目 6 番 3 0 号
 - (3) メールアドレス：info@genkai-nozai.com